

平成27年度さいたま市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	580,727 件
(2) 年 間 総 給 水 量	128,800,650 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	351,914 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	9,107,939 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益	32,934,835	千円	
第1項 営業収益	31,616,933	千円	
第2項 営業外収益	1,317,002	千円	
第3項 特別利益	900	千円	
	支	出	
第1款 水道事業費用	27,433,396	千円	
第1項 営業費用	25,632,098	千円	
第2項 営業外費用	1,779,702	千円	
第3項 特別損失	1,596	千円	
第4項 予備費	20,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14,645,289 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 836,835 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,475,593 千円、当年度分損益勘定留保資金 6,973,866 千円、繰越利益剰余金処分額 3,735,287 千円及び当年度利益剰余金処分額 1,623,708 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	4,259,136 千円
第1項 企業債	2,102,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	2,151,736 千円
第3項 補助金	5,400 千円

支 出

第1款 資本的支出	18,904,425 千円
第1項 建設改良費	14,208,455 千円
第2項 償還金	4,685,970 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道局仮庁舎外構工事	平成28年度	5,647 千円
水道局仮庁舎移転業務	平成27年度から平成28年度まで	27,897 千円
水道第二庁舎移転業務	平成27年度から平成28年度まで	5,667 千円
水道第二庁舎電話交換機 (PBX) 移設	平成27年度から平成28年度まで	11,079 千円
水道第二庁舎LAN配線作業	平成27年度から平成28年度まで	21,247 千円
水道局仮庁舎及び水道第二庁舎L3賃貸借	平成27年度から平成30年度まで	27,694 千円
浄配水場運転管理業務	平成27年度から平成30年度まで	333,408 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	2,102,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 3,532,904 千円 |
| (2) 交際費 | 425 千円 |

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 5,358,995 千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 建設改良積立金 | 5,358,995 千円 |
|-------------|--------------|

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、554,399 千円と定める。

平成27年2月4日 提出

さいたま市長 清水 勇 人